

板橋区青少年表彰要綱

(平成 22 年 4 月 19 日区長決定)

(目的)

第 1 条 この要綱は、他の模範となる善い行いをした青少年を表彰することにより、青少年の親切的な行いや奉仕活動等に対する気運を醸成し、青少年の健全な育成に資することを目的とする。

(主催者)

第 2 条 この事業の主催者は板橋区及び板橋区教育委員会とする。

(表彰の対象者)

第 3 条 対象は、別表 1 の定めるところの行為を行う次の各号に掲げる 25 歳未満（善い行いをした日現在）の者（以下「青少年」という。）等とする。

- (1) 板橋区内で善行を行った青少年
- (2) 板橋区外で善行を行った板橋区在住の青少年
- (3) 善行を行った団体（構成員のうち青少年が概ね半数を超えているもの。）
- (4) その他、主催者が表彰することが適当と認めた青少年

2 前項の場合において、表彰を受ける者（以下「被表彰者」という。）が複数人（協力的行為）のときは個人ごとに表彰することとし、被表彰者が団体のときは団体に対し表彰する。

3 第 1 項に掲げる表彰を過去に受けたことのある者は、再度表彰を受けることができない。ただし、善行行為が特に顕著であり、主催者が必要と認めたときは、この限りではない。

(候補者の推薦)

第 4 条 対象者の表彰に関し、主催者に対する推薦を希望する者（以下「推薦者」という。）は、候補者を板橋区が定める様式に記入し、板橋区教育委員会事務局地域教育力推進課を経由して、主催者に提出しなければならない。

2 前項の推薦は、個人の推薦については他薦のみとし、団体の推薦については自薦、他薦を問わないものとする。

(表彰審査会)

第 5 条 表彰の公正を期するため、表彰審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は主催者が指名する委員 10 人以内をもって構成する。

3 審査会の会長は互選により選出する。なお、会長に事故のあるときは、あらかじめ会長の指名する者がその職を代行する。

4 審査会は、必要に応じて、関係者の意見を聞くことができる。

5 審査会は表彰に関する審査基準を定めることができる。

6 審査会は推薦のあった被表彰候補者の内から被表彰者を選考し、主催者に推薦する。

(表彰)

第6条 主催者は、審査会の推薦に基づき被表彰者を決定しこれを表彰する。

2 前項の規定にかかわらず、主催者は審査会の定めた表彰に関する審査基準に基づき、審査会による審査を経ずに被表彰者を決定することができる。なお、直近の審査会において、その内容を報告する。

(員数)

第7条 被表彰者の数は、毎年度予算の範囲内で定める。

(表彰の方法)

第8条 表彰は区長と教育長の連名により、表彰状に記念品を添えて行うものとする。

(担当)

第9条 この要綱に関する事務は、教育委員会事務局地域教育力推進課が担当する。

(委任)

第10条 この要綱の施行について必要な事項は、この要綱に定めのあるもののほか、教育長が定める。

付 則

本要綱は、平成22年5月1日から施行する。

付 則

本要綱は、平成22年12月14日から施行する。

付 則

本要綱は、平成23年7月1日から施行する。

付 則

本要綱は、平成24年8月1日から施行する。

付 則

本要綱は、平成27年8月31日から施行する。

付 則

本要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

本要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表 1

善行行為の種別

種別	内容
社会福祉	高齢者及び障がいのある人たちなどへの福祉等に係わるボランティアに尽くした活動
青少年育成及び指導	青少年及び青少年団体の育成及び指導に尽くした活動
地域活性化	地域行事への協力及びその他の地域活性化に尽くした活動
生活環境の美化及び改善	道路、河川、公園等の公共物の清掃等、地域における生活環境の美化及び改善に尽くした活動
自然環境の保護及び改善	野生動物の保護、樹木又は草花の栽培等、自然環境の保護及び改善に尽くした活動
歴史・文化の保存及び継承	文化財の保存・保護、伝統芸能の継承等、歴史・文化の保存及び継承に尽くした活動
緊急時貢献	人命救助、防火、防犯、事故防止等に尽くした行為並びに地震、風水害等の自然災害、または人為災害の発生時に救援救護に尽くした行為
文化・国際交流	文化・国際交流またはこれらに類する事項に尽くした活動
その他	上記行為に属さないが、この事業の趣旨からみて表彰することが適当な行為または活動

審査 使用欄	受付No.

『板橋区青少年表彰』 候補者推薦書

年 月 日

行為の種別	<input type="checkbox"/> 社会福祉 <input type="checkbox"/> 地域活性化 <input type="checkbox"/> 自然環境の保護及び改善 <input type="checkbox"/> 緊急時貢献 <input type="checkbox"/> その他 ()		<input type="checkbox"/> 青少年育成及び指導 <input type="checkbox"/> 生活環境の美化及び改善 <input type="checkbox"/> 歴史・文化の保存及び継承 <input type="checkbox"/> 文化・国際交流		表彰区分	<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 団体	
	推薦する青少年・団体	フリガナ		団体のみ記入		フリガナ	
氏名 (団体名)		(個人のみ) 年齢 歳	代表者名				
住所 (連絡先)		〒 電話 ()	団体構成 (人数及び年齢層)				
学校名 又は 勤務先名		(個人のみ) (学生のみ) 学年 年生					
活 動 の 概 要							
<input type="checkbox"/> 継続的行為 (おおむね3年以上) 期間 年 月 日～ 年 月 日 <input type="checkbox"/> 現在継続中 回数 年間約 回 (1回あたり約 時間)				<input type="checkbox"/> 一時的行為 (平成28年11月1日～平成29年10月31日) 期間 年 月 日～ 年 月 日			
活動内容 ※動機・目的・活動場所・行為について詳しく明記してください。							

(裏面に続く)

推 薦 者

住 所	〒 電話 ()
フリガナ	
氏 名	
団体名及び 役職等	
推薦理由	

備考（事務局使用欄）

※推薦書の記入方法について

別紙「『板橋区青少年表彰』候補者推薦書記入例」をご参照ください。
区公式ホームページにて閲覧することができます。

※推薦書の入手方法について

地域教育力推進課青少年係及び各地域センターの窓口にて配布しております。
また、推薦書をデータで入手されたい方は、区公式ホームページにてダウンロードすることができます。

※推薦方法

直接窓口までお持ちいただくか、郵送又はメールにて下記提出先へご提出ください。

※問い合わせ及び提出先

板橋区教育委員会事務局 地域教育力推進課 青少年係（板橋区役所 北館 6階 ⑩番窓口）
〒173-8501 東京都板橋区板橋二丁目 66 番 1 号 TEL 03-3579-2488
E-mail j-seisho@city.itabashi.tokyo.jp